#### 08-070820

## (本約款の適用)

- 第1条 当館の締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この 約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。
  - 2 当館は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

宿泊約款

## (宿泊引受けの拒絶)

- 第2条 当館は、次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。
  - (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
  - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする おそれがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
  - (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 山梨旅館業施行条例 5条の規定する場合に該当するとき。

### (氏名等の明告)

- 第3条 当館は、宿泊日に先だつ宿泊の申込み(以下「宿泊予約の申込み」という。)をお引き受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。
  - (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業。
  - (2) その他当館が必要と認めた事項。

## (予約金)

- 第4条 当館は、宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間(宿泊期間が3日をこえる場合は3日間)の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。
  - 2 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残金があれば返還します。

## (予約金の解除)

- 第5条 当館は宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部または一部を解除したときは、次に揚げるところにより、 違約金を申し受けます。
  - (1) 予約金の全部を取消された場合の取消料。

予約申込人数	当日	前日	2 日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14 日前	15 日前	30 日前
14 名まで	100%	50%	20%	20%							
15 名~30 名まで	<ul><li>100%</li></ul>	50%	20%	20%	20%	20%	10%	10%	10%		
31 名~100 名ま	で 100%	50%	30%	30%	25%	25%	20%	15%	15%	10%	10%
101 名以上	100%	50%	30%	30%	25%	25%	25%	20%	20%	15%	10%

# (2) 予約人数が減った場合の取消料

予約申込人数	取消人数	予約申込人数に対して 最終的に泊る人の割合	取 消 料			
100名以下 の場合	20%以内のとき	無	料			
	000/ナポラスナの	50%未満のとき	20%以上の人員について上記表の相当額			
	20%を超えるもの	50%以上のとき	20%以上の人員について上記表の相当額の30%			
100名以上 の場合	10%以内のとき	無	料			
	100/ナポラスナの	50%未満のとき	10%以上の人員について上記表の相当額			
	10%を超えるもの	50%以上のとき	10%以上の人員について上記表の相当額の30%			

(注)%は、予約宿泊料金に対する取消両立です。

- 2 当館は、宿泊者が連絡しないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ予定到着時間の明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。
- 3 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は延滞その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。
- 第6条 当館は、他に定める場合を省くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。
  - (1) 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
  - (2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
  - (3) 第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
  - 2 当館は、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。



# 宿泊約款

## (宿泊の登録)

- 第7条 宿泊者は、宿泊日当日当館の玄関帳場(フロントオフィス)において次の事項を当館に登録して下さい。
  - (1) 第3条第1号の事項。
  - (2) 外国人にあっては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日。
  - (3) 出発日及び時刻。
  - (4) その他当館が必要と認めた事項。

## (チェックアウトタイム)

- 第8条 宿泊者が当館の客室をお空けいただく時刻 (チェックアウトタイム) は、午前10時00分とします。 但し、宿泊プラン等の条件により、チェックアウトタイムが事前に提示されている場合はその時間を適応いたします。 チェックアウトタイムを過ぎた場合は、次に揚げるとおり追加料金を申し受けます。
  - (1) 超過時間が 2 時間以内 1 名につき ¥2,000. (別亭美峰の場合、¥1,000 増し)
  - (2) 超過時間が 4 時間以内 1 名につき ¥4,000. (別亭美峰の場合、¥2,000 増し)
  - (3) 超過時間が 6 時間以内 1 名につき ¥5,000. (別亭美峰の場合、¥3,000 増し)

## (料金の支払い)

- 第10条料金の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手若しくはクーポン券により、宿泊者の出発の際又は 当館が請求したとき、当館の玄関帳場(フロントオフィス)において行っていただきます。
  - 2 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。
- 第11条 宿泊者は、当館内において、当館が定めて当館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## (宿泊継続の拒絶)

- 第12条 当館は、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。
  - (1) 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
  - (2) 前条の利用規則に従わないとき。
- 第13条 当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が当館の玄関帳場(フロントオフィス)において宿泊の登録を行なった時又は客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室を空けた時に終ります。
  - 2 当館の責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。



